

松浦市医療的ケア児訪問型レスパイト事業

日常的に介護が必要な在宅の医療的ケア児に対し、指定訪問看護ステーションの看護師等がご自宅へ出向き、一定時間、ご家族に代わり療養上必要な介護や見守りを行うことで、ご家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ等を図ります。

利用対象者

医療的ケア児及びその家族

※詳細は裏面をご確認ください

サービス内容

指定訪問看護ステーションが医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの**訪問看護を、自宅又は自宅以外の場所**で利用することができます。

【サービス内容例】 ■ 親戚、友人宅や外出先で行う訪問看護

■ 病院受診時や通学時の付き添い

■ きょうだい児の授業参観等の学校行事や美容院に行く際の見守り

※ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用を超える利用に限ります。

※ 指定訪問看護ステーションがサービスを提供できると判断した内容・場所であれば、制限はありません。

※ 看護を伴わない見守りは対象となりません。

利用可能時間

医療的ケア児1人につき年間**24時間**まで

サービス費用

本事業の利用にあたって、**自己負担はありません。**

■ 本事業にかかった経費は、松浦市からサービスを提供した指定訪問看護ステーションに支払います。

利用までの流れ

利用申請の手続きは、指定訪問看護ステーションを通して行います。

① 本事業について、利用している指定訪問看護ステーションに相談してください。

② 申請書類を記載し、指定訪問看護ステーションへご提出ください。

（指定訪問看護ステーションから松浦市へ提出されます。）

③ 松浦市から指定訪問看護ステーションを経由して利用者へ利用決定通知書を送付します。

④ 利用決定通知書を受け取ったら、本事業の利用が可能となります。

詳細は裏面をご覧ください

● 問い合わせ先・申請先

〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地

松浦市 福祉事務所 障害福祉係

TEL：0956-72-1111 FAX：0956-72-1115

利用対象者

利用対象者は、**医療的ケア児の家族**です。

■「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

- ① 松浦市に住所を有すること。
- ② 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 在宅で同居の障害児の保護者又は障害児の介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

サービス内容

- 指定訪問看護ステーションが医療的ケア児のもとを**訪問して行う看護などの訪問看護**（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く。）を、**年間24時間を限度として利用することができます。**
- 健康保険法では、自宅での利用が対象となりますが、本事業での利用は、指定訪問看護ステーションが訪問看護を提供できると判断した場所であれば、利用場所の制限はありません。

費用

- 本事業の利用にあたって、**自己負担金はありません。**
 - 本事業に要した経費は、市から指定訪問看護ステーションに、1時間あたり7,500円を、利用者の代わりに支払います。
- ※ 交通費や外出先で発生する訪問看護以外の費用（施設の入場料など）については、指定訪問看護ステーションからの費用の負担を求められる場合がありますので、事前に訪問看護ステーションにご確認ください。

利用の手続き

①利用相談

本事業の利用対象者に該当するか確認の上、医療的ケア児の家族から、利用している指定訪問看護ステーションへ相談を行います。

②利用申請

指定訪問看護ステーションを経由して、次の書類を松浦市へ提出します。

- ・利用申請書
- ・医師の訪問看護指示書（写し）

③利用決定（却下）の通知

松浦市から、利用決定（却下）通知書を指定訪問看護ステーションを経由して通知します。

④サービス利用・補助金申請

指定訪問看護ステーションが、サービスを提供し、次の書類を毎月10日までに松浦市へ提出します。

- ・交付申請書兼実績報告書
- ・実績内容報告書

⑤交付決定及び交付額の確定

松浦市は、提出された書類を確認後、交付決定通知書兼交付額確定通知書を指定訪問看護ステーションへ、写しを利用者へ送付します。

⑥補助金の支払い

交付の決定及び交付額の確定を受けた指定訪問看護ステーションは、交付請求書を松浦市へ提出します。後日、補助金を指定訪問看護ステーションに交付します。